

市町地域支え合いセンターの運営について

令和3年5月12日
地域共生社会推進課

1 趣旨

- 平成30年7月豪雨災害により、11市町が設置していた地域支え合いセンターについては、見守り支援世帯も減少し、これらの世帯が抱える課題も既存の相談支援機関等に引き継いでいくことから、令和2年度末をもって9市町が終了した。
- 一方、2市町（呉市、坂町）においては、災害復興住宅の入居者への支援などを引き続き実施するため、令和3年度も地域支え合いセンターを継続し、県としても広島県地域支え合いセンターの運営を継続して、2市町への支援を行っていく。

【市町地域支え合いセンター】

令和2年度末で終了（9）	竹原市，三原市，尾道市，庄原市，東広島市，江田島市，府中町，海田町，熊野町
令和3年度も継続（2）	呉市，坂町

2 見守り支援世帯の状況等

- 地域支え合いセンターにおいては、被災者の生活再建のため、被災世帯の全てで個別支援計画を策定し、関係機関と連携して分野を問わない生活相談支援や、地域とのつながりづくり等を進めてきた。
- その結果、支え合いセンターによる県全体の見守り支援世帯は、令和3年3月末時点で、2,148世帯減少している。
- 終了9市町の見守り支援世帯は、令和3年1月末時点で96世帯であったが、高齢者・障害者のみの世帯が半数以上（52世帯）を占め、独居や地域とのつながり希薄・健康不安など、被災により表面化した日常生活上の課題を抱えている。
このため、市町保健師や地域包括支援センターなどに引き継いで、今後も継続して支援していく。

【見守り支援世帯数の状況】

区分		R3.3月末 (ア)	H31.2月末 (イ) (※)	増減 (ア-イ)	備考
見守り支援を要する世帯	重点見守り (A)	1	87	△86	(見守り区分) A: 相談員、専門職等の多職種による頻回な支援が必要
	通常見守り (B)	18	628	△610	B: 相談員による定期的な支援が必要
	不定期見守り (C)	154	1,606	△1,452	C: 相談員の定期的な関わりは要さないが、引き続き見守りが必要
	計	173	2,321	△2,148	

※H31.2月末：見守り支援を要する世帯数（A,B,Cの計）が最大の時期

【9市町・見守り支援世帯（96世帯）の主な引き継ぎ先】

世帯数 (計)	行政保健師	行政関係機関 (保健師以外)	地域包括 支援センター	社会福祉 協議会	介護保険 事業所	自治会・ 民生委員等
96	21	14	5	22	8	26

3 地域支え合いセンター終了後の取組

- 地域支え合いセンターを終了した9市町においては、県事業や国庫補助事業による住民等が支え合う地域コミュニティの形成や、アウトリーチ等を通じた被災者に限らない相談支援などに取り組むこととしており、県としても、創造的復興に向けて、市町の包括的な相談支援体制の構築を支援していく。